

令和6年第4回(12月)定例会

御杖村議会会議録

令和6年12月 2日開会

令和6年12月13日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（12月2日）	－1－
◎議事日程	－2－
◎本日の会議に付した事件	－2－
◎出席議員（7名）	－2－
◎欠席議員（0名）	－2－
◎会議録署名議員	－2－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－3－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－3－
◎〔発言記録〕	－4－
◎開会及び開議の宣告	－4－
◎会議録署名人の指名	－4－
◎会期の決定	－4－
◎諸般の報告（議会運営委員会）	－4－
◎諸般の報告（例月出納検査）	－5－
◎行政報告	－5－
◎一般質問	－6－
寺前議員「村の基幹産業の一つ・林業全般について」	－6－
◎発議第1号御杖村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、 発議第2号御杖村政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、御杖村議会議員 の議員報酬等の特例に関する条例の制定について	
〔一括上程、一括説明、一括質疑〕	－8－
◎発議第1号御杖村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
〔討論、採決〕	－9－
◎発議第2号御杖村政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	
〔討論、採決〕	－9－
◎発議第3号御杖村議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について	
〔討論、採決〕	－9－
◎承認第7号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度御杖村一般会計補正予算（第3号））	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－10－
◎議案第48号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－10－
◎議案第49号奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村 総合事務組合同規約の変更について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－11－
◎議案第50号令和6年度御杖村一般会計補正予算（第4号）の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－12－
◎議案第51号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－13－
◎議案第52号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－13－

◎同意第4号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて	
[上程、説明、採決]	—14—
◎散会の宣言	—14—
 第2号（12月13日）	—15—
◎議事日程([審議結果]	—16—
◎本日の会議に付した事件	—16—
◎出席議員(7名)	—16—
◎欠席議員(0名)	—16—
◎会議録署名議員	—16—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	—16—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—17—
[発言記録]	—18—
◎開議の宣言	—18—
◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会臨時会及び定例会)	—18—
◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会定例会)	—19—
◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会定例会)	—20—
◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会定例会)	—21—
◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会)	—21—
◎承認第7号専決処分の承認を求めることについて(令和6年度御杖村一般会計補正予算(第3号))、議案第50号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の議定について、議案第51号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について、議案第52号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—22—
◎承認第7号専決処分の承認を求めることについて(令和6年度御杖村一般会計補正予算(第3号))	
[討論、採決]	—23—
◎議案第50号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の議定について	
[討論、採決]	—23—
◎議案第51号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[討論、採決]	—23—
◎議案第52号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[討論、採決]	—24—
◎発委第7号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決]	—24—
◎発委第8号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決]	—24—
◎閉議及び閉会の宣言	—25—
◎議事録署名	—27—

(令和6年12月2日)

令和6年12月2日(月)
開議 午前10時00分

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊 藤 収 宜 君
教 育 長	鈴 木 泰 弘 君
副 村 長	中 嶋 英 樹 君
総務課長	今 井 智 君
むらづくり振興課長	片 岡 保 昌 君
産業建設課長	中 村 康 幸 君
住民生活課長	仲 子 雄 史 君
政策推進課長	古 谷 匡 敏 君
保健福祉課長	川 上 隆 二 君
会計管理者	松 本 慶 一 君
教育委員会事務局次長	古 谷 依 子 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

散会 午前10時52分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(山岡隆良君):皆さん、おはようございます。令和6年第4回御杖村議会定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和6年第4回 御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(山岡隆良君):本日の議事日程は、配布済み日程第1号のとおりとします。日程第1会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、4番廣口芳弘君、8番松岡一生君を指名します。

◎会期の決定

○議長(山岡隆良君):次に、日程第2・会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの12日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月13日までの12日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(山岡隆良君):次に、日程第3・諸般の報告を行います。はじめに、11月15日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、松岡一生君。

○議会運営委員会委員長(松岡一生君):はい。8番松岡。

○議長(山岡隆良君):松岡委員長。

○議会運営委員会委員長(松岡一生君):それでは、11月15日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告いたします。当日は、全委員出席のもと、令和6年第4回、12月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を12月2日月曜日から13日金曜日までの12日間とし、会期中の日程については、12月2日月曜日午前10時開会、全員協議会を12月3日火曜日午前10時開会、予算決算委員会を12月10日火曜日午前10時開会、続会議を12月13日金曜日午前10時開会と決定いたしました。また、一般質問については、通告締切を11月22日金曜日午後5時までとし、質問日は、12月2日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行いました。協議の結果であります、議員提出の条例3件と村長提出の条例1件、規約1件、人事同意1件の計6案件については、開会日に即決することとし、専決処分を含む補正予算4件については、予算決算委員会へ付託することと致しました。なお、本定例会において、むらづくり委員会の開催日程が削除されたことから、むらづくり委員会廣口委員長より、次回定例会開会まで、むらづくり委員会の閉会中における継続調査の申し出をすることについて諮られ、続会日に提出することと決定されました。最後に、次回令和7年第1回定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(山岡隆良君):松岡委員長、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(山岡隆良君):次に、監査委員より例月出納検査について、8月から10月分の結果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告いたします。

◎行政報告

○議長(山岡隆良君):次に、日程第4行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):12月定例会の開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。まず、10月3日から5日にかけて、岩手県盛岡市で全国国保地域医療学会が開催され、奈良県国民健康保険直営診療施設運営協議会会長として参加をしましてまいりました。国保直診開設者サミットでは、生涯を住み慣れた地域で過ごすために、自治体と国保直診で構築する地域包括ケア体制をテーマに、意見交換が行われ、御杖村の取り組みとして、在宅医療と介護連携の推進事業の取り組みについて発表させていただきました。多くの団体が人口減少や人材不足等により医療の地域格差となっている状況から、命の地域格差是正に関する決議を行いました。次に、11月18日から21日にかけて、全国町村長大会等が開催され、曽爾村長とともに、上京してまいりました。19日は、奈良県簡易水道協会として、国土交通省上下水道審議官へ簡易水道関係予算の確保等に関する要望活動を行いました。その後、奈良県治山事業促進協議会として、農林水産省林野庁長官へ住民の安全安心の確保のため、治山事業が着実に実施できるよう予算の確保に関する要望活動を行いました。続いて、奈良県の町村長が集まり、これからの日本経済、人口減少の地域戦略と題した研修を受け、その後、高市国会議員と町村長との意見交換会が行われました。翌20日は、簡易水道整備促進全国大会に参加し、簡易水道事業に関する補助事業の拡充や財政支援に関する要望決議を行いました。続いて、全国926の町村長と町村会関係者が集い、内閣及び国会の要職者を迎えて、全国町村長大会が開かれました。大会では、人口減少はそれぞれの自治体の努力だけでは、解決出来る問題ではなく、国全体として人口減少問題に今まで以上に重点を置き、少子化対策とこども子育て政策をさらに強化するとともに、これまでの成果と反省を活かした新たな地方創生により、分散型の国づくりを早急に進めるべきと緊急宣言がされました。また、町村が自主的、自律的に様々な施策を展開するとともに、災害からの復旧、復興の加速と全国的な防災、減災対策、国土強靱化の推進、持続可能な活力のある地域を創生しうよう、支援の充実を国に求めて行くことを決議しました。翌21日は、全国山村振興連盟通常総会に出席し、令和7年3月に現行の山村振興法が期限を迎えることから、山村が国土、国民生活において果たす重要な役割や山村が抱える喫緊の問題点を十分に踏まえつつ、内容を充実して山村振興法の延長を国に求める決議を行ってきました。引き続き国、国会議員に対して、地域の現状をしっかりと伝えていくことで、小規模自治体の自主自立に資する国の支援策充実を要望し、本村の活性化に努めていきたいと思っております。最後に、本定例会には、専決処分の承認、条例改正、規約改正、補正予算、人事案件等7件を提出しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、12月の行政報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

寺前議員「村の基幹産業の一つ・林業全般について」

○議長(山岡隆良君):次に、日程第5、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。

2番寺前伊平君。

○2番(寺前伊平君):議長。2番寺前。

○議長(山岡隆良君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):今年4回目の一般質問に立たせていただきます。質問は、村の基幹産業の一つであります林業全般についてでございます。御杖村の面積の内、9割を占める約7千ヘクタールが森林です。その森林の持つ機能である保水力向上と強靱な村土を保全するため、森林環境譲与税を活用した施業放置林整備事業により、令和5年度実績で68.3haの4割間伐を実施されています。ですが、この間伐事業を阻害している最大の要因として、相続等により所在の境界が不明確な森林が多いということでございます。このことを解消するため森林地番図の作成は喫緊の課題だと考えています。同時に、地域おこし協力隊員が卒業したあと村に住み続けてもらえることができる生活基盤が重要であり、令和7年度当初予算策定を前にして、これらのことを踏まえた制度や施策をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。また、神末地内では民間事業者による5年間の経営計画に基づき、モデルケースとして間伐後の桜の植樹を行っています。今後、他の3地域でも計画が広がっていくのでしょうか、お伺いします。ただ一方で、土屋原地内において、所有者と業者との間で行われた皆伐で、山全体が異様に露出したままとなっており、長雨で崩れた山肌の土砂が村道に流失したと聞いています。土砂はすぐに取り除かれ応急措置を取ったようです。真下には人家もあり、今後全国的に見られるような集中豪雨による影響を危惧するところがございます。宇陀土木事務所も関心を寄せていると聞いていますが、村行政としてこの経緯と合わせてどのように受け止め、どう対応しているのかお伺いします。この後は、自席にてやり取りをさせていただきますので、それぞれの質問に対して、具体的な答弁をお願いいたします。

○議長(山岡隆良君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):ただ今の寺前議員の質問にお答えしたいと思います。御杖村の森林は、戦後の拡大造林期に植林されたスギやヒノキの人工林が大半を占めており、樹齢は70年生前後となり利用期を迎えています。昔は住民の多くの方が農林業で生計を立てておられましたが、特に林業に於いては、外国産の木材輸入が自由化されて木材価格が低迷したことによって林業離れが進み、林業後継者の減少や、世代交代で山への関心が薄れた森林所有者が増加するなどにより、施業放置林が多くなっています。こうした状況に対しまして、本村では施業放置林整備事業による間伐を行って、森林環境の保全に努めています。5年前までは、切り捨て間伐がほとんどでありましたが、ここ数年に村内で複数の森林経営計画が樹立されたことにより、補助金を活用した搬出間伐が増えてきております。収益のある林業を行うためには、森林事業の施業場所を集約化して森林経営計画を作成し、補助金を活用することを考えていかなくてはなりません。しかしながら、本村の山林所有の状況は小規模、多人数であり、山林所有者の中には固定資産税の評価額が免税点以下になっていて山林を所有している認識がない方がおられますとともに、相続所有により所有山林の場所が分からない方が増えてきております。こうしたことから、森林地番図の作成や境界の明確化などを進めていく必要がありますが、現在、平地部分の地籍調査を行っており、

その事業完了までにはあと3年程かかる予定です。平地部分での地籍調査の完了後に、森林地番図の作成や境界の明確化への取り組みが円滑に行えるように、計画的に準備を進めてまいりたいと考えています。次に地域おこし協力隊に関してですが、自伐型林業部門の卒業生2名、現隊員2名が現在活動しており、民間林業体の協力を得ながら取り組みを進めております。こうした人材が、将来的に村に住み続けてもらうためには生計を立てるための収入が必要ですので、林業事業者として育っていけるように研修や支援制度を充実させるとともに、農業などとの多角的な取り組みも含めて考えていくことも必要であると思っています。次に、神末敷津地内での皆伐山林への桜の植樹に関しましては、皆伐を行った民間事業者が、0.51ヘクタールの山林に510本の苗木を植えました。他の大字にこうした計画が広がっていくかは現時点では未定ですが、村への伐採届けが出てきた際には、伐採後の植林計画においてこうした地域の環境にも配慮された植林がなされるよう促してまいりたい思っております。最後の土屋原畑井地内の皆伐に関しましては、村では伐採後の植林や土砂の流出に対する指導を行い、宇陀土木事務所は砂防指定地域での伐採に関する指導を行っていますが、未だ十分な伐採後の対処がなされていないのが現状です。今後、宇陀土木事務所と連携を取りながら、事業者に対しての指導を引き続き行ってまいりたいと思います。

○議長(山岡隆良君):寺前議員、よろしいでしょうか。

○2番(寺前伊平君):議長。

○議長(山岡隆良君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):質問の前半については、ご丁寧な説明ありがとうございます。今後、そういう形で具体的に進めて行っていただきたいと思ひますし、来年度の予算に反映できるような施策を取り入れていただければというふうに思ひます。最後の土屋原地区の皆伐、これについては民民の事業とはいえ、どのように理解せれているのかその民間の方々が、分かりませんが、常に法に基づいたものでなければならぬと私は思ひます。大事に至ってからでは遅すぎます。全国のいろんなニュースを見ていると、やはり後で復旧工事もなされてますし、それまでに大事に至らないように所有者と業者が防止策をきちっと立てていただけてもらえるように、これからも行政として強く指導していただきたいと私は思ひますので、そのことをお願いしまして私の質問を終わります。以上です。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):特に議員おっしゃいますように、現在の土屋原の状況を見ますと、最近の異常気象の中で集中豪雨等を見ますと心配な部分がございます。そうした中で、今の状況で中々皆伐等の経済活動を辞めなさいという言い方はできないわけがございますけれど、地域の特性を考えた上で、どのような方法がいいのかという指導は必要であると思ひます。そうした中では、皆伐につきましても、5年間のうちに天然更新といいまして自然に雑木が生えてくるということも容認されているような状況ではございますが、やはりそれだけではなしにきちっとした植林の計画もないかどうかも含めて指導も必要であると思ひますので、今後とも十分に気をつけてやって行こうと思ひます。

○2番(寺前伊平君):はい、結構でございます。

○議長(山岡隆良君):はい、ありがとうございます。これで、一般質問を終わります。

◎発議第1号御杖村議会の議員の定数を定める条例の一部を
改正する条例の制定について、発議第2号御杖村政治倫理
条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号御
杖村議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定に
ついて

[一括上程、一括説明、一括質疑]

○議長(山岡隆良君):次に、議員提出の日程第6、発議第1号御杖村議会の議員の定数を定める
条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、発議第2号御杖村政治倫理条例の一部
を改正する条例の制定について、日程第8、発議第3号御杖村議会議員の議員報酬等の特例に
関する条例の制定については、全員協議会で半年間協議を行ってきた議案となりますので、一括
議題とし提案理由についても一括して行い個別審議としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認め、一括議題とし、発第1号、発議第2号及び発議第3号の3件
については、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提出者
であります葛城議員に一括して提案理由の説明を求めます。葛城議員。

○5番(葛城昌俊君):議長。5番葛城。

○議長(山岡隆良君):葛城議員。

○5番(葛城昌俊君):それでは、発議第1号御杖村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正
する条例の制定について、発議第2号御杖村政治倫理条例の一部を改正する条例の制定につ
いて、発議第3号御杖村議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について議員3名に
よる提出でございますが、代表いたしまして、私の方からその提案理由につきまして、一括して説
明をさせていただきます。最初に経緯について説明させていただきます。全国的に平成の市町村
合併等の影響もあり、議員数が減少する一方、地方議会議員選挙の投票率が低下し、無投票当
選の割合が増えていること等に見られるように、議会に対する住民の関心が低下しており、人口減
少・高齢化とも相まって、議員のなり手不足が深刻化されています。このことを受け、本村議会に
おいても担い手不足の解消と幅広い世代の議会への参画、並びに今後も安定した議会運営がで
きるよう、平成3年の改選時より、調査研究を行い、本年5月からは、議会改革として議員定数・議
員報酬・政治倫理条例・報酬減額条例の4つの課題について、全員協議会において半年間協議
を行ってきました。その結果を受け、本定例会に提出するものです。発議第1号御杖村議会の議
員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、人口の減少や奈良県下の村
議会の状況から、議員定数を現在の8名から7名に改正するものです。発議第2号御杖村政治倫
理条例の一部を改正する条例の制定については、地方公共団体の議会の議員個人による当該
地方公共団体に対する請負の規制の対象から除外され、各会計年度において支払を受ける当該
請負の対価の総額の上限額を300万円とする地方自治法の改正を受け、本村政治倫理条例を
改正するものです。発議第3号御杖村議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定につ
いては、議員が、議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、議
員の職及び議会への村民の皆さまの信頼を図るため、報酬のあり方を明確にする必要があること
から、奈良県下の町村議会では、最初となる議員が会議等を欠席した期間に応じて、議員報酬、
期末手当の減額する条例を新たに制定するものです。いずれの条例も公布の日から施行し、施
行の日以降初めて行われる一般選挙から適用することと致します。最後に、平成の町村合併が不

成立となり、村の財源確保のため議員報酬の20%の削減を行ってから15年間改正されていない議員報酬を3万円増額する議会案を村長に申し出を行い、議員報酬審議会の答申を受け、村長より本定例会に議案提出していただけます。なお、詳細な条例文等については、全議員出席の全員協議会にて協議いただいた内容となりますので割愛をさせていただきます。以上、簡単ではございますが、発議第1号から第3号までの提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、一括して葛城議員より提案理由の説明をいただきましたので、これから一括して質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎発議第1号御杖村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):それでは、日程第6、発議第1号御杖村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第6、発議第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6、発議第1号御杖村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号御杖村政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):それでは、日程第6、発議第2号御杖村政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第7、発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7、発議第2号御杖村政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号御杖村議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):それでは、日程第8、発議第3号御杖村議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第8、発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8、発議第3号御杖村議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎承認第7号専決処分の承認を求めることについて (令和6年度御杖村一般会計補正予算(第3号))

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第9、承認第7号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度御杖村一般会計補正予算第3号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、衆議院解散に伴う総選挙を執行する予算の補正が必要となり、一般会計の歳入歳出それぞれに302万円を追加し、補正後の総額を26億4,560万3千円とするものでございます。去る10月9日に補正予算の専決処分をさせていただきましたので、承認をお願いするものでございます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第9、承認第7号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度御杖村一般会計補正予算第3号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第48号御杖村議会議員の議員報酬等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第10、議案第48号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、議員報酬額の改定を行うものでございます。議員報酬額の改定につきましては、報酬審議会条例第2条に基づき、審議会に諮問を行い、改定後の報酬額は妥当であるとの意見を頂きました。併せて付帯意見を頂いておりますので、条例改正の詳細及び付帯意見について、総務課長よりご説明申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正内容について、ご説明いたします。議員報酬額を、議長23万1千円、副議長19万7千円、議員17万7千円に改定し、施行日は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の初日とするものでございます。次に審議会より付帯意見をいただいておりますので、ご報告申し上げます。議員の報酬額については、本審議会において引き上げとする結論に至った。1. 報酬の引上げが議員のなり手不足の解消や若年層の方が立候補しやすい環境づくりに一定の評価があると考え。2. 村民の意見を村政に反映させるための広範な情報収集活動や村政のチェック、政策提言の重要性が増していることから、村民のために議員の精力的な活動を期待する。3. 議会において、議員定数の見直しを期待する。以上となっております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10、議案第48号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10、議案第48号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号奈良県市町村総合事務組合を組織する 地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務 組合規約の変更について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第11、議案第49号奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、奈良県市町村総合事務組合規約について、令和7年3月の奈良広域水質検査センター組合の解散により、脱退に伴う規約の変更が必要になることから地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):議案第49号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更の内容についてご説明申し上げます。令和7年3月の奈良広域水質検査センター組合の解散により奈良県市町村総合事務組合規約の変更が必要となります。変更内容につきましては、別表第1及び別表第2中、奈良広域水質検査センター組合を削るものです。施行日は、令和7年4月1日から施行するものです。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第11、議案第49号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11、議案第49号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第4号) の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第12議案第50号、令和6年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに528万7千円を追加し補正後の総額を26億5,089万円とするものでございます。主な内容は、歳出において、職員の退職等に伴う人件費の減額、村単道路維持事業を増額するものでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営

委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第12、議案第50号、令和6年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第51号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第13、議案第51号、令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、事業勘定について、歳入歳出それぞれに27万8千円を追加し補正後の総額を2億7,749万4千円とするものでございます。主な内容は、歳入では、保険基盤安定繰入金、財政調整基金繰入金の増額を行い、歳出では、国民健康保険事業費納付金を増額するものでございます。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第13、議案第51号、令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第52号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算 (第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第14、議案第52号、令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに3,116万8千円を追加し、補正後の総額を4億3,963万3千円とするものものでございます。主な内容は、介護給付費の実績見込みに合わせて増額を行うものです。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会副委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第14、議案第52号、令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎同意第4号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を 求めることについて

[上程、説明、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第15、同意第4号、御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについてを議題と致します。本案について、議会運営委員会副委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本村教育委員の菊山恵子さんが、令和7年1月21日に任期満了となります。菊山さんは平成13年12月12日から長年にわたって本村の教育委員を務められており、教育に精通し、人柄また識見ともに教育委員にふさわしい方であります。多岐にわたる教育課題を抱えるなかで、引き続き教育委員をお願いしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。任期は、令和7年1月22日から4年間です。ご審議の上ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第15、同意第4号については、質疑及び討論を省略します。これより、日程第15、同意第4号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第15、同意第4号、御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎散会の宣言

○議長(山岡隆良君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は12月13日金曜日、午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午前10時52分散会)

(令和6年12月13日)

令和6年第4回(12月)御杖村議会定例会(第2号)

令和6年12月13日(金)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 諸般の報告**
- ・東宇陀環境衛生組合議会臨時会 10月10日開催
 - ・東宇陀環境衛生組合議会定例会 11月26日開催
 - ・桜井宇陀広域連合議会定例会 11月27日開催
 - ・宇陀衛生一部事務組合議会定例会 11月28日開催
 - ・奈良県広域消防組合議会定例会 11月28日開催
 - ・曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会 12月 4日開催
- 第2 承認第7号 〔原案承認〕**
専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度御杖村一般会計補正予算(第3号))
- 第3 議案第50号 〔原案可決〕**
令和6年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の議定について
- 第4 議案第51号 〔原案可決〕**
令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 第5 議案第52号 〔原案可決〕**
令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 第6 発委第7号 〔原案決定〕**
閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)
- 第7 発委第8号 〔原案決定〕**
閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

議長 山岡隆良君	1 番 福田麻衣子君
2 番 寺前伊平君	4 番 廣口芳弘君
5 番 葛城昌俊君	6 番 古川芳明君
8 番 松岡一生君	

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

4 番 廣口芳弘君	8 番 松岡一生君
-----------	-----------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊藤収宜君
教 育 長	鈴木泰弘君
副 村 長	中嶋英樹君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
産業建設課長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
政策推進課長	古谷匡敏君

保健福祉課長	川 上 隆 二 君
会計管理者	松 本 慶 一 君
教育委員会事務局次	古 谷 依 子 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	森 本 成 則 君
------	-----------

閉会 午前10時40分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(山岡隆良君):皆さん、おはようございます。本日の令和6年第4回御杖村議会定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりと致します。

◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)

○議長(山岡隆良君):日程第1、諸般の報告を行います。はじめに、10月10日及び11月26日に開催されました東宇陀環境衛生組合議会臨時会と定例会の報告を合わせて求めます。派遣議員を代表して、6番古川芳明君よりお願いします。

○6番(古川芳明君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):古川議員。

○6番(古川芳明君):それでは、令和6年東宇陀環境衛生組合全員協議会の報告と、同日行われました東宇陀環境衛生組合議会臨時会の報告を合わせて行わせていただきます。去る、10月10日午前9時30分より、令和6年東宇陀環境衛生組合議会全員協議会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。宇陀市から組合議員として、中川ゆり子議員、松浦利久子議員、勝井太郎議員、曾爾村からは組合議員として、岡本久光議員、松本喬議員、大向實議員、本村御杖からは、組合副議長として山岡隆良議員、組合議員として松岡一生議員と私古川が出席いたしました。全員協議会については、副議長の挨拶後、曾爾村議会の異動に伴い新たに組合議員となった岡本久光議員の紹介を行い、続いて宇陀市議会議員の選挙において新たに組合議員となった中川ゆり子議員、森田明子議員、松浦利久子議員、勝井太郎議員の紹介を行い、協議事項に入りました。協議事項は、協議事項1として議長選挙について、協議事項2議席の指定について、協議事項3議会議員から選任する監査委員の選任同意について、以上3件を協議いたしました。協議事項1議長の選挙については、どのように取り計らうか意見を求め、推薦により松浦利久子議員を推薦することで決定したものであります。協議事項2議席の指定については、1番中川議員、2番森田議員、5番岡本議員、6番勝井議員、9番松浦議員とすることで同意を求めるものであります。協議事項3議会議員から選任する監査委員の選任については、副議長の推薦により岡本久光議員を推薦することで決定したものであります。以上3件が全会一致により承認され、午前9時40分に閉会いたしました。続きまして、令和6年東宇陀環境衛生組合議会臨時会の報告をさせていただきます。同日10月10日午前10時より、令和6年東宇陀環境衛生組合議会臨時会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。宇陀市からは組合議員として、中川ゆり子議員、森田明子議員、松浦利久子議員、勝井太郎議員が出席いたしました。曾爾からは組合議員として岡本久光議員、松本喬議員、大向實議員が出席いたしました。本村御杖からは組合副議長として山岡隆良議員、組合議員として、松岡一生議員と私古川が出席いたしました。組合議会定例会については、10名全議員の出席で議会は成立し、その後日程に基づき、議長の選挙、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶後議事に入りました。議長の選

挙については松浦利久子議員が当選されました。付議された案件は同意1号東宇陀環境衛生組合監査委員の選任同意について、以上1件が提案されました。同意1号につきましては、管理者より説明があり、以上1件が原案どおり全会一致により可決され、午前10時20分に閉会いたしました。以上、令和6年東宇陀環境衛生組合議会臨時会の報告といたします。つづいて、令和6年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会報告をさせていただきます。去る、11月26日午後2時より、令和6年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催され、宇陀市からは組合議長として松浦利久子議員、組合議員として、中川ゆり子議員、森田明子議員、勝井太郎議員が出席されました。曽爾村からは組合議員として大向實議員、松本喬議員、岡本久光議員が出席しました。本村御杖からは組合副議長として山岡隆良議員、組合議員として、私古川と松岡一生議員が出席しました。組合議会定例会については、10名全議員の出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶後議事に入りました。付議された案件は、議案第1号令和6年度東宇陀環境衛生組合一般会計補正予算第1号について、認定第1号令和5年度東宇陀環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について以上2件が提案されました。議案第1号令和6年度一般会計補正予算について、歳入歳出それぞれ2,083万の増額予算となっています。山岡議員より、歳出の総務費、2節給料について、予算に対して100万円以上の差額が発生しているのはなぜか。また衛生費、工事請負費も新たに補正予算計上されておりますが、予算分について順調に施工完了していますか。以上2点の質疑に対し、局長より、給料については4月の人事異動による前局長が再任用であったことや、予算に対し職員の職級の差が大きく開いたことによる差額である。工事についてはスケジュール通り予算分は順調に施工済みであると回答されました。認定第1号令和5年度一般会計歳入歳出決算について、歳入合計2億2,216万4,289円で予算額2億2,379万3,000円に対し、162万8,711円の減額。歳出合計2億1,434万9,069円で予算額2億2,379万3,000円に対し、944万3,904円の不用額を生じる内容となっています。以上2件が原案どおり全会一致により可決され、午後2時50分に閉会いたしました。以上で令和6年東宇陀環境衛生組合議会臨時会の報告といたします。

○議長(山岡隆良君):古川議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)

○議長(山岡隆良君):次に、11月27日に開催されました、桜井宇陀広域連合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、5番葛城昌俊君よりお願いします。

○5番(葛城昌俊君):はい、議長、5番葛城。

○議長(山岡隆良君):葛城議員。

○5番(葛城昌俊君):議長の許可を得ましたので、去る令和6年11月27日水曜日、午後3時から宇陀市議会議場において開催されました、令和6年桜井宇陀広域連合議会第2回定例会の報告をさせていただきます。大園広域連合議会議長の開会宣言、金剛広域連合長の招集挨拶、開議の宣言の後、会議に入り、議事日程により、会議録署名議員の指名、会期の決定、広域連合長の提出議案の理由説明がありました。当日付議された議案は、令和5年度桜井宇陀広域連合一般会計歳入歳出決算認定、ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算認定、介護保険特別会計歳入歳出決算認定の3件で、監査委員の審査意見や関係資料をつけて認定に付され、いずれも原案どおり認定いたしました。次に、一般質問の申し出がありました鍛冶桜井市議から、令和5年度介護保険特別会計についての質問があり、広域連合長及び担当課長から答弁がありました。最後に、広

域連合長からの挨拶があり、午後3時57分に閉会しました。それでは、今期定例会に提出された各議案の概要について簡略にご報告させていただきます。認第1号の一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額1,548万9,175円、歳出総額1,297万7,399円で、差引額及び実質収支額とも251万1,776円で、その黒字額を令和6年度へ繰り越すことになりました。歳入では、構成4市村からの負担金が1,260万円、令和4年度からの繰越金が288万1,146円となっています。歳出では、議会費が96万6,361円、総務費が1,085万3,489円、及び、民生費が115万7,549円で、広域連合の運営費、並びに障害支援区分認定審査会運営経費等となっています。次に、認第2号のふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額988万6,535円、歳出総額839万5,734円で、差引額及び実質収支額とも149万801円となり、その黒字額を令和6年度へ繰り越すことになりました。歳入では、構成4市村からの負担金が400万円、基金運用益及び預金利息が335万9,114円、令和4年度からの繰越金が122万5,651円及び諸収入として、自治総合センター宝くじ助成金等で130万1,770円となっています。歳出では、伊勢本街道をテーマに取り入れた圏域交流活性化事業の実施など、多岐にわたるふるさと振興事業を実施しており、事業費の総額は839万5,734円となっています。最後に、認第3号介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額6,147万2,134円、歳出総額5,075万8,192円で、差引額及び実質収支額ともに1,071万3,942円となり、その黒字額を令和6年度へ繰り越すことになりました。この会計の歳入は、構成市村からの負担金が4,900万円、令和4年度からの繰越金が1,243万7,134円、及び、諸収入が3万5,000円であり、歳出につきましては、介護保険法に基づく介護認定審査会運営経費、人件費、また、令和6年度から運用する介護認定審査会支援システムの更新に係る経費となっています。なお、定例会に先立ち、午後2時から全体協議会が開催され、事務局より本定例会の提出予定案件、その他について詳細説明がありました。以上、令和6年桜井宇陀広域連合議会第2回定例会の報告といたします。

○議長(山岡隆良君):葛城議員、ご苦勞様でした。

◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

○議長(山岡隆良君):次に、11月28日に開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、1番福田麻衣子君よりお願いします。

○1番(福田麻衣子君):はい、議長、1番福田。

○議長(山岡隆良君):福田議員。

○1番(福田麻衣子君):ただいま議長の許可を得ましたので、宇陀衛生一部事務組合議会の報告をさせていただきます。去る11月28日木曜日、午前10時から、令和6年宇陀衛生一部事務組合議会第2回定例会が、宇陀市役所大会議室で開催されました。出席した組合議会議員は14名で、御杖村からは、寺前議員とわたくし福田が出席いたしました。管理者である宇陀市金剛市長の招集あいさつの後、議事日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われました。会期については、議事終了までと決定され、認定第1号令和5年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額820,981,332円、歳出総額815,770,639円で、決算の結果、差引5,210,693円の黒字決算となりました。提案されました議案1件は、全会一致で認定されました。最後に、堂芝事務局長より、宇陀衛生センターの設備に関する費用等の説明があり午前10時50分に閉会しました。以上簡単ではありますが、宇陀衛生一部事務組合議会の報告と致します。

○議長(山岡隆良君):福田議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会)

○議長(山岡隆良君):次に、同じく11月28日に開催されました奈良県広域消防組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、2番寺前伊平君よりお願いします。

○2番(寺前伊平君):議長、2番寺前。

○議長(山岡隆良君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):議長の許可を得ましたので、令和6年奈良県広域消防組合第2回定例会の報告をさせていただきます。令和6年奈良県広域消防組合議会の第2回定例会は11月28日、橿原市内の同組合消防本部で開催されました。定例会ではまず、救急事案で出動した公用車、救急車が運行中、マンホールが破損した事故に係る和解、損害賠償額の決定についての報告に同意いたしました。令和7年度に導入する高規格救急自動車6台分の購入費計1億7,490万円、消費税込みでございます、と、大和郡山消防署に納車される救助工作車Ⅱ型ですけれど、1台の購入費1億4,190万円、同消費税込みです、の財産の取得について原案通り可決しました。また、令和7年3月31日で奈良広域水質検査センター組合が解散することとなり、その脱退に伴う奈良県市町村総合事務組合規約の変更についても可決しました。約126億9813万円の消防費分担金、御杖村分としまして7,950万円を含む歳入総額は約142億781万円、歳出総額は約139億1,551万円で、翌年度に繰り越す財源を除く実質収支が約2億6,821万円の黒字となった令和5年度の一般会計歳入歳出決算を認定しました。以上で報告を終わります。

○議長(山岡隆良君):寺前議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(曽爾御杖行政一部事務組合議会)

○議長(山岡隆良君):次に、12月4日に開催されました曽爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、4番廣口芳弘君よりお願いします。

○4番(廣口芳弘君):はい、4番廣口。

○議長(山岡隆良君):廣口議員。

○4番(廣口芳弘君):それでは、議長の許可を得ましたので、令和6年12月曽爾御杖行政一部事務組合議会定例会報告をさせていただきます。去る12月4日午前9時30分より御杖村議会委員会室において開催されました、令和6年12月曽爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。曽爾村からは、組合議員とし東口議員、大向議員、佐治議員が出席し、御杖村からは組合議長として葛城議員、組合議員として、福田議員と私廣口が出席致しました。伊藤管理者の挨拶のあと、葛城議長から、議会成立宣言がなされ、会議録署名議員に、3番福田議員、4番大向議員の指名につづき、会期を1日間と決定し、審議に入りました。付議された案件は、議第6号案奈良県市町村総合事務組合規約の変更について、認定第1号令和5年度曽爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議第7号案令和6年度曽爾御杖行政一部事務組合一般会計予算補正第1号についての以上、3案件が提出されました。議第6号案奈良県市町村総合事務組合規約の変更については、令和7年3月31日で奈良広域水質検査センター組合が解散することとなり、その脱退に伴う奈良県市町村総合事務組合規約の変更をするにあたり、議会の議決を求めものです。認定第1号令和5年度曽爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、事務局長から歳入総額3,905万6,852円、歳出総額3,78

8万1,705円、差引額117万5,147円で、単年度実質収支5万477円の黒字決算とする概要について説明あと、大向監査委員より監査報告がなされました。議第7号案令和6年度曽爾御杖行政一部事務組合一般会計予算補正第1号については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万3千円を追加する、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,091万4千円とするものです。増額の内容につきましては、保健体育費21万7千円、予備費21万6千円となっています。以上、提出された2議案と認定1件は、それぞれ審議を行い採決の結果、原案どおり全会一致で、可決及び認定され、午前10時15分に閉会しました。以上で令和6年12月曽爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告と致します。

○議長(山岡隆良君):廣口議員、ご苦勞様でした。以上で諸般の報告を終わります。

◎承認7号専決処分の承認を求めることについて(令和6年度御杖村一般会計補正予算(第3号))、議案第50号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の議定について、議案第51号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について、議案第52号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

〔一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑〕

○議長(山岡隆良君):それでは、議事に入ります。日程第2、承認第7号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度御杖村一般会計補正予算第3号、日程第3、議案第50号令和6年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定について、日程第4、議案第51号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号の議定について、日程第5、議案第52号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定について以上の4議案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第2承認第7号、日程第3議案第50号、日程第4議案第51号、日程第5議案第52号について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。寺前委員長。

○2番(寺前伊平君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):寺前委員長。

○2番(寺前伊平君):それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、承認第7号及び議案第50号から議案第52号の専決を含む補正予算4件につきまして、一括して、審査の経緯と経過及び結果について報告をさせていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る12月2日の本会議におきまして、専決を含む補正予算4件が付託されたことにより、12月10日に予算決算委員会を開催いたしました。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、専決を含む補正予算4件ともに全員の賛成により、原案のとおり承認又は可決

すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):寺前委員長、ご苦勞様でした。これから、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎承認7号専決処分の承認を求めることについて (令和6年度御杖村一般会計補正予算(第3号))

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第2、承認第7号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度御杖村一般会計補正予算第3号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、承認です。日程第2、承認第7号を、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2、承認第7号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度御杖村一般会計補正予算第3号は、予算決算委員会委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第50号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第4号) の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第3、議案第50号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第4号)の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第3、議案第50号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3、議案第50号令和6年度御杖村一般会計補正予算第4号の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第51号令和6年度御杖村国民健康保険特別 会計補正予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第4、議案第51号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正

予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第4、議案第51号についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4、議案第51号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第52号令和6年度御杖村介護保険特別会計 補正予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第5、議案第52号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第5、議案第52号についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5、議案第52号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第7号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第6、発委第7号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第8号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第7、発委第8号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員会委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により、

むらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。
お諮りします。むらづくり委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、むらづくり委員会委員長からの申し出のと
おり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(山岡隆良君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。
よって、令和6年第4回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時40分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

山岡隆良

御杖村議会議員

廣口芳弘

御杖村議会議員

松岡一生